

令和6年度 総務部 運営方針

1 組織目標

(1) 市民の生命と財産を守り、安心・安全に暮らすことのできるまちを目指します。

市民の生命・身体及び財産を守るため、災害への備えを充実させるとともに、防災・防犯・交通安全に関する市民意識の向上を図り、より一層の安全・安心なまちづくりを推進します。

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの実現を目指します。

職員が最大限に能力を発揮し、いきいきと活躍できる職場環境の実現を図るため、ワーク・ライフ・バランスを推進し、ハラスメントの防止を図りながら、人を育てる職場づくりに努めます。

(3) 業務の効率化に取り組むとともに、職員の仕事の質、労働生産性の向上を目指します。

必要な人材の確保や職員の仕事の質、労働生産性を高めるとともに、市民ニーズの複雑化・多様化、社会環境の変化に対応できる人材の育成を進めます。特に、経験のある技術職員から若手職員への技術の継承を進めます。また、電子決裁の導入により、文書管理の効率化・適正化を図り、より適正かつ効率的な行政運営を進めます。

2 重点施策・重点事業

(1) 安全安心なまちづくりの推進

激甚化・頻発化する風水害、発生が懸念される南海トラフ地震から市民生活を守るため、気象防災アドバイザーの知見を活かした防災対策を講ずるとともに、市民一人ひとりの防災に対する意識の向上を図り、防災力の向上を図ります。また、多様化する犯罪や交通事故から市民生活を守るため、防犯講和や交通安全教室などの啓発活動により、市民の防犯・交通安全に対する意識向上を図ります。

- ① 気象防災アドバイザーの活用
- ② 業務継続計画の改定
- ③ 備蓄資器材の充実
- ④ 犯罪被害者等支援の推進
- ⑤ 自転車用ヘルメットや反射材の普及

(2) 職員が最大限に能力を発揮できる組織づくり

職員が心身ともに健康で、主体的に考え行動することができる組織とするため、「人材の確保・育成」、「良好な職場環境の整備」を総合的に推進する人材育成基本方針を改定するとともに、ハラスメントは起こさない、被害にあわない組織とするため、ハラスメント防止指針に基づき、防止対策を進めてまいります。

- ① 人材育成基本方針の改定
- ② ハラスメント防止の取組

(3) 職員の確保と能力開発、業務の効率化の推進

市職員のやりがいや魅力を積極的に発信するとともに、人物を重視した採用試験により、魅力のある人材の確保を図ります。また、人材育成基本方針、技術職員人材育成プランに基づき、各種職員研修を実施し、職員の仕事の質、労働生産性の向上、技術職員の技術の継承を図ります。令和6年10月からの電子決裁導入に向け、円滑に移行できるよう、詳細な運用ルールを作成し、職員の事前研修を実施します。

- ① 正規職員の確保・人材育成基本方針に基づく研修の実施
- ② 技術職員人材育成プランに基づく研修の実施
- ③ 官製談合防止法研修の開催
- ④ 電子決裁の導入